

予防接種健康被害救済給付額一覧（B 型疾病の定期接種）

（令和 8 年 4 月改訂）

		対象期間	令和 3 年 4 月 ～ 令和 4 年 3 月	令和 4 年 4 月 ～ 令和 5 年 3 月	令和 5 年 4 月 ～ 令和 6 年 3 月	令和 6 年 4 月 ～ 令和 7 年 3 月	令和 7 年 4 月 ～ 令和 8 年 3 月	令和 8 年 4 月 ～
B 類・定期 （新型コロナワクチン）	医療手当	入院月 8 日未満 通院月 3 日未満	35,000	34,900	35,800	36,900	37,900	39,100
		入院 8 日以上 通院月 3 日以上 同一月入通院	37,000	36,900	37,800	38,900	39,900	41,100
	障害年金	1 級（年額）	2,809,200	2,804,400	2,875,200	2,966,400	3,045,600	3,142,800
		2 級（年額）	2,247,600	2,244,000	2,299,200	2,373,600	2,436,000	2,514,000
	遺族年金（年額）		2,457,600	2,452,800	2,514,000	2,594,400	2,664,000	2,748,000
	遺族一時金		7,372,800	7,358,400	7,542,000	7,783,200	7,992,000	8,244,000
	葬祭料		212,000	212,000	212,000	215,000	219,000	222,000

○通院・入院や死亡等のあった年月における額が適用されます。

（例）令和 7 年 12 月に 5 日入院、令和 8 年 1 月に 15 日入院した場合の医療手当の算出

→令和 7 年 12 月分：37,900 円…①、令和 8 年 1 月分：41,100 円…②

医療手当合計（①＋②）：37,900 円＋41,100 円＝79,000 円

○障害年金、遺族年金の支給開始月は、「その請求があった日の属する月の翌月」です。

○控除により給付額が異なる場合があります。

○給付額は令和 8 年 4 月現在の内容です。今後変更されることがあります。

○すべての給付の種類について、請求期限があります。

医療費：当該医療費の支給の対象となる費用の支払が行われた時から 5 年。

医療手当：医療が行われた日の属する月の翌月の初日から 5 年。

遺族年金、遺族一時金、葬祭料：死亡の時から 5 年

ただし、医療費・医療手当または障害者年金の支給の決定があった場合には 2 年。